

病院内保育所施設整備事業について（交付金の内数）

1) 事業内容

新たに「病院内保育所」を開設しようとする病院・診療所に対して、新築、増改築または改修に要する経費の一部を補助。

2) 交付方法 間接補助

3) 交付対象 厚生労働大臣の認める者 (自治体立の病院・診療所を除く)

4) 調整率 0.33

5) 対象経費

新たに「病院内保育所」の開設に必要な、新築、増改築または改修に要する工事費及び工事請負費

6) 基準面積 $5\text{ m}^2 \times$ 収容定員 (30人を限度)

看護職員確保モデル事業の実施について

(看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業)

平成20年度予定額 平成19年度予算額

78,326千円 (100,736千円)

1) 趣 旨

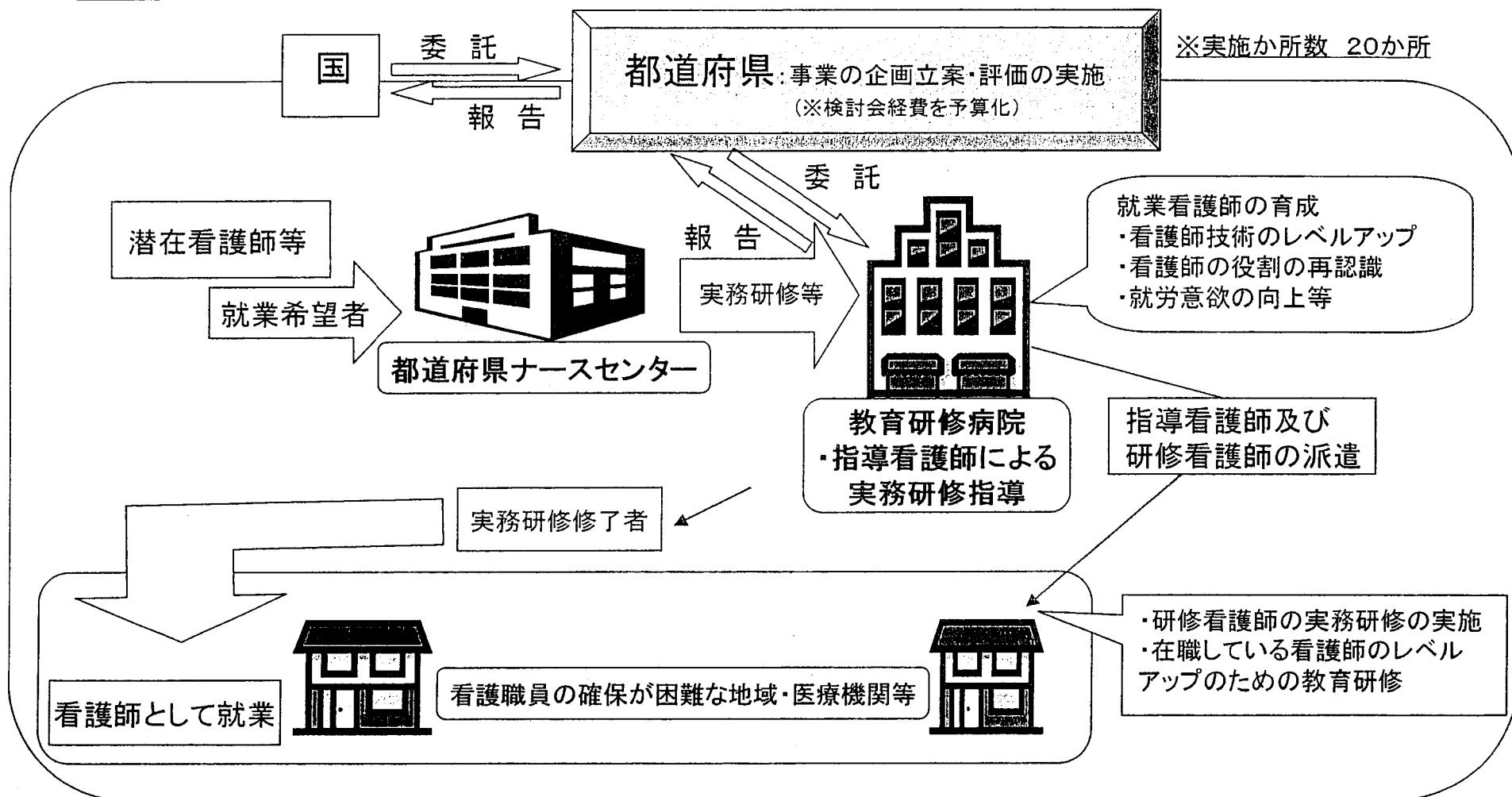
約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。

2) 事業内容

- a. 実施場所：21カ所 (20カ所)
- b. 受講人数：1カ所10人×21カ所＝210人
- c. 研修期間：60日間 7カ所 (20カ所)
30日間 7カ所 (0カ所)
20日間 7カ所 (0カ所)
- d. 委託先：都道府県

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業

- ・特定の地域及び中小病院等では、看護職員の確保が困難な医療機関が未だ沢山あり、早急に看護師の確保に向けた体制整備を行い、長期的な看護職員の確保及び質の向上を図る必要がある。
- ・実施事業としては、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を進めるものである。



・専門分野（糖尿病・がん）における質の高い看護師育成事業（平成19年度）

		糖尿病		がん	
		開催	募集 人数	開催	募集 人数
1	北海道	○	20	○	20
2	青森県	○	20	○	20
3	岩手県				
4	宮城県	○	20	○	20
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県			○	20
8	茨城県				
9	栃木県			○	20
10	群馬県				
11	埼玉県			○	20
12	千葉県			○	20
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県			○	20
16	富山県			○	20
17	石川県	○	20		
18	福井県			○	20
19	山梨県				
20	長野県				
21	岐阜県				
22	静岡県	○	20	○	20
23	愛知県			○	20
24	三重県	○	20		
25	滋賀県			○	20
26	京都府				
27	大阪府			○	20
28	兵庫県				
29	奈良県				
30	和歌山県				

		糖尿病		がん	
		開催	募集 人数	開催	募集 人数
31	鳥取県				
32	島根県				
33	岡山県			○	20
34	広島県				
35	山口県				
36	徳島県	○	20	○	20
37	香川県	○	20		
38	愛媛県			○	20
39	高知県			○	20
40	福岡県			○	20
41	佐賀県			○	20
42	長崎県	○	20	○	20
43	熊本県			○	20
44	大分県			○	20
45	宮崎県				
46	鹿児島県			○	20
47	沖縄県				
	合計	9	180人	24	480人

・看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	専任教員再教育事業	増設教員養成講習会経費	実習指導者講習会経費	看護職員臨床技能向上推進事業	専門分野研修	反復研修	中期研修	看護職員確保対策特別事業
北海道	2事業		○	○					
青森	1事業			○					
岩手	4事業	○		○	○			1ヶ所	○
宮城	2事業		○	○					
秋田	2事業			○					○
山形	1事業			○					
福島	2事業	○		○					
茨城	2事業			○	○		1ヶ所		
栃木	2事業			○	○		1ヶ所		
群馬	3事業		○	○					○
埼玉	3事業	○		○					○
千葉	1事業			○					
東京	3事業		○	○					○
神奈川	4事業	○	○	○	○	3コース	2ヶ所		○
新潟	4事業	○		○	○		5ヶ所		○
富山	4事業	○		○	○		2ヶ所		○
石川	1事業			○					
福井	3事業	○		○	○		1ヶ所		
山梨	2事業			○	○		1ヶ所	1ヶ所	
長野	1事業			○					
岐阜	1事業		○						
静岡	2事業		○	○					
愛知	4事業	○	○	○	○		1ヶ所		
三重	2事業		○	○	○		1ヶ所		
滋賀	3事業			○	○	1コース	1ヶ所		○
京都	2事業		○	○					
大阪	4事業		○	○	○	1コース	8ヶ所		○
兵庫	1事業			○					
奈良	1事業			○					
和歌山	1事業			○					
鳥取	0事業								
島根	2事業			○	○		1ヶ所	1ヶ所	
岡山	1事業			○					
広島	2事業	○		○					
山口	3事業			○	○		4ヶ所		○
徳島	1事業			○					
香川	2事業			○					○
愛媛	2事業			○					○
高知	2事業			○					○
福岡	3事業		○	○					○
佐賀	0事業								
長崎	1事業			○					
熊本	2事業	○		○					
大分	2事業		○	○					
宮崎	2事業			○					○
鹿児島	2事業	○							○
沖縄	3事業	○		○					○
19年度実施見込	98事業	12県	13県	42県	14県	5コース	29ヶ所	3ヶ所	17県
19年度予算	135事業	15県	11県	35県	—	9コース	60ヶ所	5ヶ所	—
実施率(実施/予算)	72.6%	80.0%	118.2%	120.0%	—	55.6%	48.3%	60.0%	—

・ 平成 20 年度看護教員養成講習会開催予定

(平成 20 年 1 月 23 日現在)

都道府県	開催期間	定員
北海道	平成 20 年 5 月～平成 21 年 1 月	50
群馬県	平成 20 年 4 月～平成 21 年 2 月	30
東京都	平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月	45
神奈川県	平成 20 年 4 月～平成 21 年 1 月	40
長野県	平成 20 年 5 月～平成 21 年 1 月	30
愛知県	平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月	35
大阪府	平成 20 年 4 月～平成 20 年 12 月	80
兵庫県	平成 20 年 5 月～平成 21 年 1 月	40
広島県	平成 20 年 5 月～平成 20 年 12 月	35
山口県	平成 20 年 6 月～平成 21 年 1 月	30
福岡県	平成 20 年 5 月～平成 20 年 12 月	45
大分県	平成 20 年 5 月～平成 20 年 12 月	34
合 計 (12 都道府県)		494 人

7. 訪問看護推進事業の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	訪問看護推進協議会	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	在宅ホスピスケア研修	在宅ホスピスケアアドバイザー派遣事業	訪問看護推進支援モデル事業	在宅ホスピスケア等普及事業	在宅ホスピスケア等地域連携会議
北海道	0事業							
青森	2事業	○		○				
岩手	3事業	○		○			○	
宮城	4事業	○	○				○	○
秋田	3事業	○				○		○
山形	2事業	○	○					
福島	4事業	○	○				○	○
茨城	2事業	○	○					
栃木	2事業	○	○					
群馬	3事業	○	○	○				
埼玉	0事業							
千葉	4事業	○	○	○			○	
東京	0事業							
神奈川	3事業	○	○			○		
新潟	2事業	○	○					
富山	2事業				○		○	
石川	3事業	○	○	○				
福井	3事業	○	○	○				
山梨	5事業	○	○	○			○	○
長野	0事業							
岐阜	0事業							
静岡	5事業	○	○	○	○		○	
愛知	3事業	○	○	○				
三重	0事業							
滋賀	7事業	○	○	○	○	○	○	○
京都	3事業	○	○	○				
大阪	2事業	○	○					
兵庫	0事業							
奈良	3事業	○	○	○				
和歌山	2事業	○	○					
鳥取	4事業	○	○	○			○	
島根	2事業	○	○					
岡山	3事業	○		○				○
広島	0事業							
山口	2事業	○	○					
徳島	3事業	○	○	○				
香川	2事業	○	○					
愛媛	0事業							
高知	2事業	○	○					
福岡	3事業	○	○		○			
佐賀	0事業							
長崎	0事業							
熊本	5事業	○	○	○	○		○	
大分	0事業							
宮崎	0事業							
鹿児島	3事業	○	○				○	
沖縄	2事業	○		○				
山口市	4事業		○	○	○		○	○
豊水市	2事業		○				○	
19年度実施見込	109事業	33県	29県	18県	6県	3県	13県	7県
18年度実績	99事業	35県	27県	17県	4県	1県	9県	6県
差し引き	10事業	▲2県	2県	1県	2県	2県	4県	1県

8. 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業について

平成20年度予定額 平成19年度予算額

52,624千円 (0千円)

1) 趣 旨

医療依存度の高い在宅療養者の多様なニーズに対応するため、訪問看護と訪問介護の一体型サービス提供体制整備をモデル的に実施することにより、今後の訪問看護・介護サービス提供のあり方を検討する。

2) 事業内容

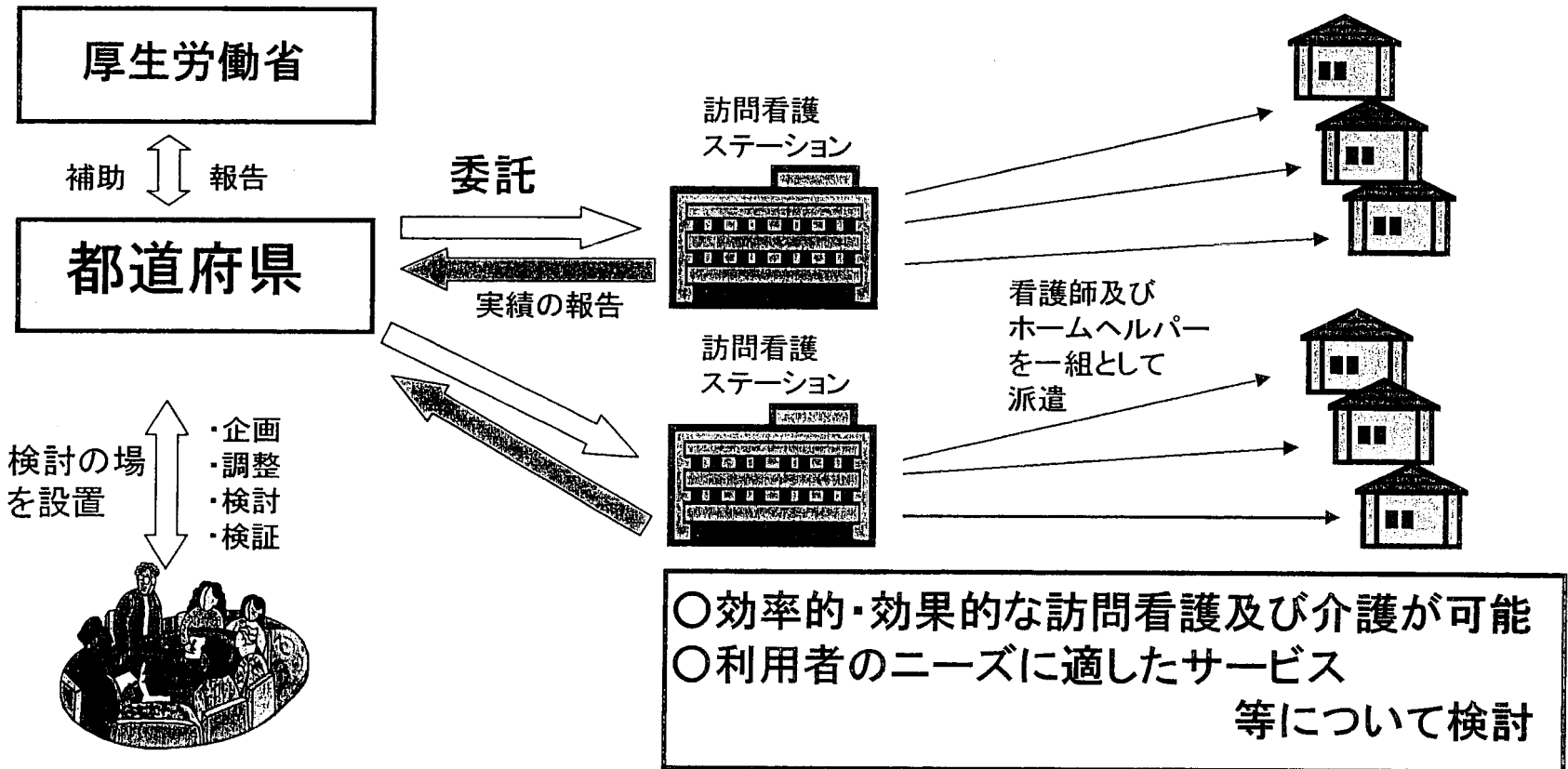
都道府県において検討会を設置し、医療依存度の高い在宅療養者に対する看護と介護のニーズを併せた新たなサービス提供ができる体制を検討するとともに、訪問看護ステーションにおいてホームヘルパー等の介護従事者を確保し、看護と介護が連携し効率的で効果的なサービスの提供体制についてモデル的に実施する。

(実施か所数) 5カ所

(委託先) 都道府県

医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業

在宅医療を取り巻く現状の中では、難病やターミナルなど医療依存度の高い在宅療養者の増加が指摘されており、利用者の安定した在宅での生活を支えるためには、医療的ニーズを見極め、適切な看護ケアを提供するとともに、利用者の個別性に応じた生活支援を行う必要がある。そのため、医療依存度の高い在宅療養者に対しては、看護と介護ニーズを併せ持つ複雑で、多様なサービス提供が求められており、訪問看護と訪問介護の一体型サービス提供体制整備をモデル的に実施するものである。



9. 経済連携協定（EPA）に基づく看護師等の受入れについて

各国との経済連携協定（EPA）交渉経緯と今後の対応等（人の移動関係）

（平成 20 年 1 月現在）

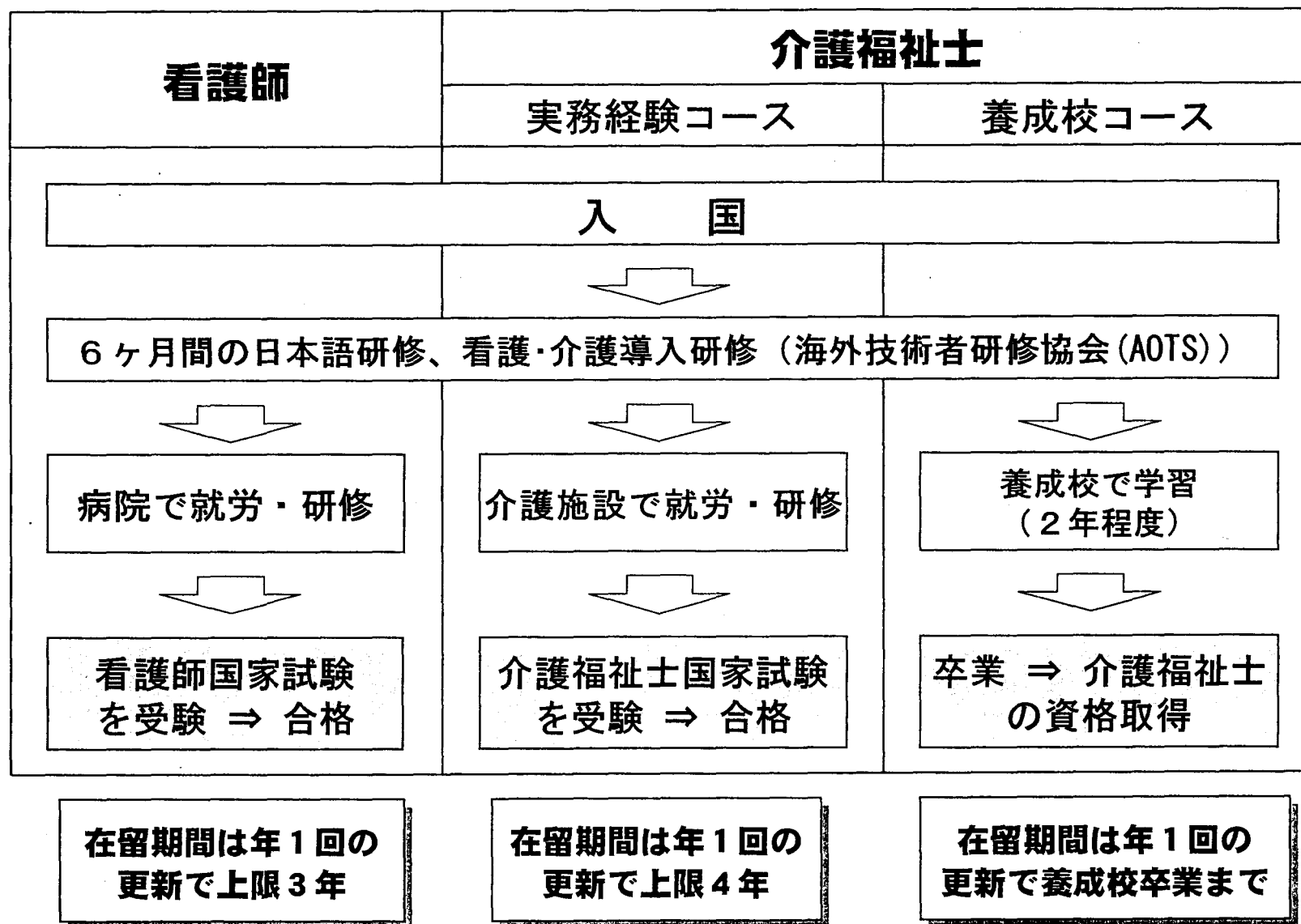
国名	状況等
フィリピン	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 02年 5月 : 日比首脳会談にて経済連携協定締結に向けた作業部会の設置を承認。 ・ 03年12月 : 日比首脳会談にて EPA 交渉開始を決定。 ・ 04年 2月 : 政府間交渉開始。 以降5回の正式交渉実施。 ・ 04年11月29日 : 日比首脳間で大筋合意。 (看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む。) ・ 06年 9月 9日 : 両国首脳が署名。 ・ 06年12月 6日 : 日本の国会で経済連携協定を承認。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比側で経済連携協定の発効に必要な国内法上の手続きが完了し協定発効の環境が整ったところで、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れ作業を進めることとしている。 <p>(協定の発効は、両国で国内法上の手続きが完了し、その旨を相互に通告する外交上の文書を交換した後、30日後に発効となる。)</p>
インドネシア	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 05年 7月 : 政府間交渉開始。 以降6回の正式交渉を実施。 ・ 06年11月28日 : 日尼首脳間で大筋合意。 (看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む。) ・ 07年 8月20日 : 両国首脳が署名。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両国とも経済連携協定の発効に必要な国内手続きに入ることとなる。(尼側の国会承認は必要なし)
タイ	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 04年12月 : 政府間交渉開始。 以降6回の正式交渉を実施。 ・ 05年 9月 1日 : 日タイ首脳間で大筋合意 ・ 07年 4月 3日 : 両国首脳が署名。 ・ 07年 6月13日 : 日本の国会で経済連携協定を承認。 (タイ側は国会承認の必要なし。) ・ 07年11月 1日 : 経済連携協定発効。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイ国の介護福祉士、スパ・セラピストの受入れの可能性について交渉開始。

日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ関係（平成18年9月9日協定署名）

	看護師	介護福祉士	
		実務経験コース	養成施設コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・不合格・資格不取得の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フィリピン介護士研修修了者（T E S D Aの認定保持）＋4年制大学卒業 者」又は「看護大学卒業 者」 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制大学の卒業者
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注）を実施：財団法人海外技術者研修協会（A O T S）及び国際交流基金		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（P O E A）		比高等教育委員会（C H E D）
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）（予定）		

（注）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

日比看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ

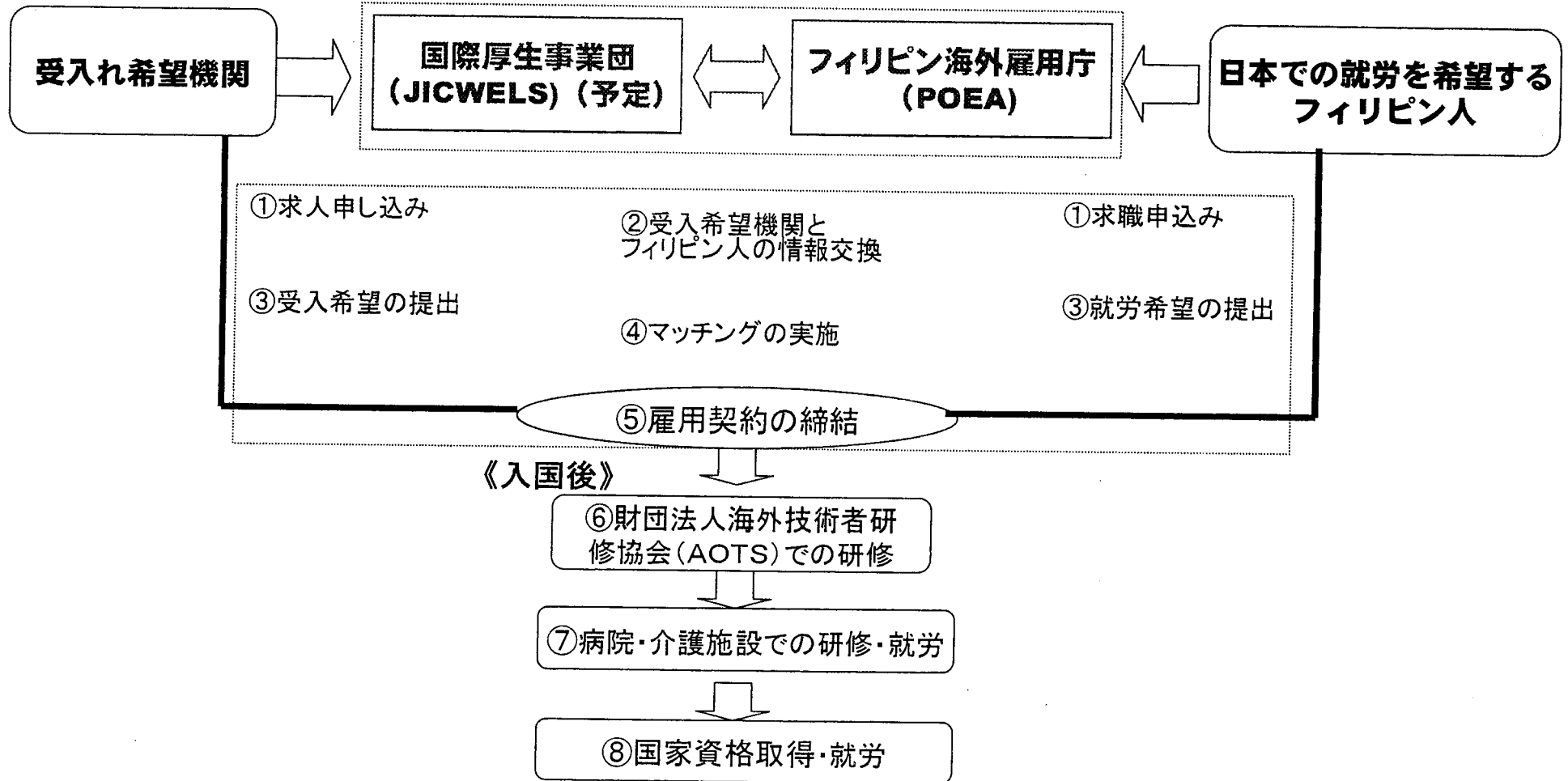


※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。

フィリピン人就業のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに
適正な受入れの実施の観点から
あっせんを一元的に実施



日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成19年8月20日協定署名）

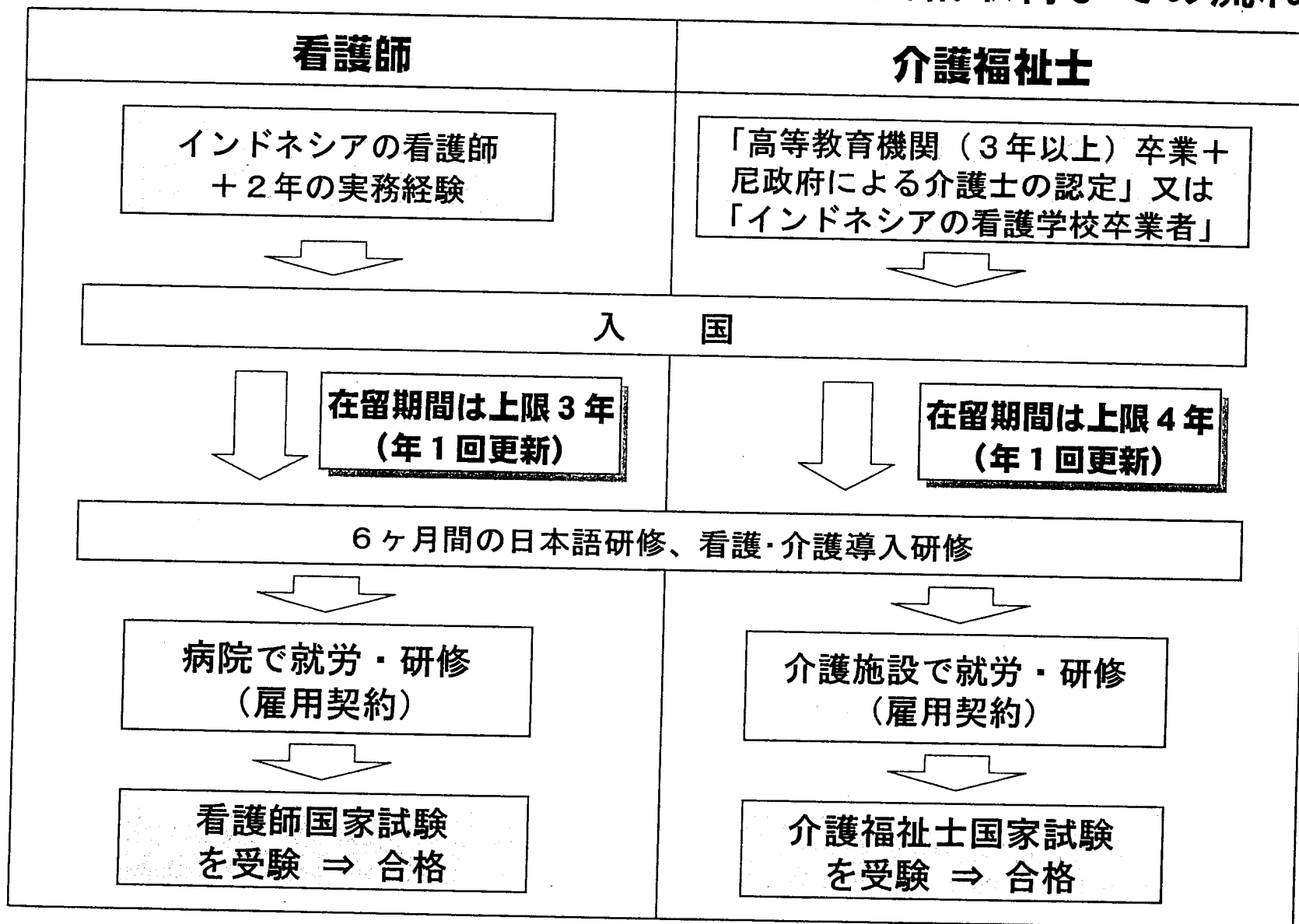
	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年が上限 ・国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 	
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒） ・2年以上の看護師の実務経験 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋6ヶ月程度の介護の研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者（注1）」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業者」 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注2）を実施	
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）	
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（JICWELS）（予定）	

（注1）インドネシアにおける介護の研修については、介護に必要な技能を有する介護士として必要な技能を取得するためのカリキュラムを、インドネシア政府が日本政府と協議しながら検討。

（注2）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。

（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

日インドネシア看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能(更新あり、上限なし)。

10. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

【平成19年度】

- 日 程 「看護の日」：平成19年5月12日（土）
「看護週間」：平成19年5月6日（日）～12日（土）
- 主 催 厚生労働省、社団法人日本看護協会、
後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、
社団法人日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神
科病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協
会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団
法人日本訪問看護振興財団 他
- 中央行事 「看護フォーラム」の開催
開催日 平成19年5月12日（土）
会 場 和歌山県民文化会館（和歌山市）
テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に
- 全国行事 「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施
- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,700施設が実施し、約43,000人が体験。
 - ・看護職が学校に出かけ教室で子供達に直接語りかける「出前授業」は6県50箇所で開催された。

【平成20年度】

- 日 程 「看護の日」：平成20年5月12日（月）
「看護週間」：平成20年5月11日（日）～17日（土）
- 主 催 厚生労働省、社団法人日本看護協会、
後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人
日本薬剤師会及び社会福祉法人社会福祉協議会
- 中央行事 「看護フォーラム」の開催
開催日 平成20年5月11日（日）
会 場 青森市文化会館（青森市）
内 容 記念講演、パネルディスカッション等
テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

11. 看護師等学校養成所の平成20年4月施設見込数及び定員見込数

区	分	平成19年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成20年4月見込			
		学校数 (うち募集校)	1学年定員	総定員	学校数 (うち募集校)	1学年定員	総定員	学校数 (うち募集中止校)	1学年定員	総定員	学校数 (うち募集校)	1学年定員	総定員	
保健師	大 学	157 (157)	12,223	12,223	10 (0)	765	3,060	1 (1)			166 (166)	12,988	15,283	
	短期大学専攻科	13 (13)	400	400				4 (4)			9 (9)	400	400	
	養 成 所	25 (25)	1,020	1,020	3 (0)	280	1,160	1 (1)			27 (27)	1,300	2,180	
	合 計	195 (195)	13,643	13,643	13 (0)	1,045	4,220	6 (6)	0	0	202 (202)	14,688	17,863	
助産師	大 学 院	5 (5)	92	184							5 (5)	92	184	
	大学専攻科	4 (4)	60	60	2 (0)	20	20	1 (1)			5 (5)	80	80	
	大 学	96 (96)	7,663	7,663	2 (0)	160	640	1 (1)			97 (97)	7,823	8,303	
	大学別科	-	-	-	2 (0)	40	40				2 (2)	40	40	
	短期大学専攻科	12 (11)	175	175				1 (0)			11 (11)	175	175	
	養 成 所	33 (32)	750	750	5 (0)	95	115	1 (1)	15	15	37 (36)	830	850	
	合 計	150 (148)	8,740	8,832	11 (0)	315	815	4 (3)	15	15	157 (156)	9,040	9,632	
看護師	3年課程	大 学	158 (158)	12,323	49,292	10 (0)	765	3,060	1 (1)			167 (167)	13,088	52,352
		短期大学	37 (27)	2,130	6,390	2 (0)	140	420	6 (3)	220	660	33 (26)	2,050	6,150
		養 成 所	512 (475)	23,447	70,951	12 (0)	710	2,370	23 (7)	265	795	501 (480)	23,892	72,526
		小 計	707 (660)	37,900	126,633	24 (0)	1,615	5,850	30 (11)	485	1,455	701 (673)	39,030	131,028
	2年課程	短期大学	4 (3)	490	980				1 (1)	40	80	3 (2)	450	900
		通信制(再掲)	1 (1)	350	700							1 (1)	350	700
		高等学校専攻科	15 (15)	490	980							15 (15)	490	980
		養 成 所	240 (209)	12,724	31,122	3 (0)	490	980	22 (7)	420	980	221 (205)	12,794	31,122
		通信制(再掲)	19 (19)	4,310	8,780	2 (0)	450	900	1 (1)	200	400	20 (20)	4,560	9,280
	小 計	259 (227)	13,704	33,082	3 (0)	490	980	23 (8)	460	1,060	239 (222)	13,734	33,002	
	高等学校及び専攻科一貫教育	68 (67)	3,510	17,470				1 (1)	40	200	67 (66)	3,470	17,270	
	合 計	1,034 (954)	55,114	177,185	27 (0)	2,105	6,830	54 (20)	985	2,715	1,007 (961)	56,234	181,300	
	准看護師	高等学校衛生看護科	24 (21)	1,070	3,290							24 (21)	1,070	3,290
養 成 所		256 (249)	12,193	24,418				6 (2)	60	120	250 (247)	12,133	24,298	
合 計		280 (270)	13,263	27,708	0 (0)	0	0	6 (2)	60	120	274 (268)	13,203	27,588	
総 計	1,659 (1,567)	90,760	227,368	51 (0)	3,465	11,865	70 (31)	1,060	2,850	1,640 (1,587)	93,165	236,383		

注1 国立看護大学校は、大学に計上。

注2 調査時点での把握数であり、今後変更があり得る。

12. 平成20年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成20年4月9日(水)から平成21年3月12日(木)までの1年間			
入学に必要 な資格等	看護師養成所や 准看護師養成所の 看護教員・実習指 導者の職に就くこ とを希望する者又 は現在その職に就 いている者。 上記の者で、次 の条件のいずれを も満たしている者 1 保健師、助産 師又は看護師の 業務経験が5年 以上ある者 2 看護教員にな るための研修を 修了していない 者 (注1)	(平成20年度は 休講)	助産師養成所の 看護教員・実習指 導者の職に就くこ とを希望する者又 は現在その職に就 いている者。 上記の者で、次 の条件のいずれを も満たしている者 1 助産師の業務 経験が5年以上 ある者 2 看護教員にな るための研修を 修了していない 者 (注1)	保健師養成所、助産師養 成所、看護師養成所及び准 看護師養成所の教務主任、 指導責任者の職に就くこ とを希望する者又は現在その 職に就いている者。 上記の者で、次の条件の いずれをも満たしている者 1 保健師、助産師又は看 護師の業務経験が5年以 上ある者 2 看護教員になるための 研修等を修了した者 (注2) 3 専任教員の経験が3年 以上ある者

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む)及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野。
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会。(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者。
- イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者を含む)及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野修了者。
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会修了者。(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上)を履修した者。